

議案質疑・答弁書（令和2年第2回定例会）

議案第31号 取手市税条例の一部を改正する条例について

質疑事項	答 弁
<p>関戸 勇議員</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止した主催者に対しての払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除の特例の創設だが、市内で、こうした要請はどのくらいあるのか</p>	<p>この特例は、イベント主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定し、文化庁・スポーツ庁のホームページに順次公表します。払戻しを受けないことを選択した参加者が、当該イベント主催者に対し手続をするものなので、市はその対象者を把握することはできません。</p>
<p>2 払戻しの請求金額の算定はどのように行うのか</p>	<p>払戻しを受けないことを選択した参加者は、主催者から対象イベントの入場料金や参加料金等が記載された「払戻請求権放棄証明書」等を受け取ります。その後、確定申告の際に当該証明書とともに申告します。</p>
<p>3 この条例改正の周知はどのように行うのか</p>	<p>現在、取手市ホームページに記載しておりますが、今後、令和3年度適用税制改正として他の改正内容と合わせて周知する予定であります。チケットの取扱事業者や主催者でも該当イベントについてホームページ等で周知しています。</p>
<p>4 低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の創設について、令和4年12月31日までに譲渡した場合とあるが令和4年末までに行っている理由は何か</p>	<p>地方税法の改正により創設される特別控除等の特例措置については、2年から5年間程度の適用期限が設定されます。その理由については示されていません。</p>

議案第33号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

質疑事項	答 弁
<p>小池悦子議員</p> <p>1 課税の特例措置について</p> <p>(1) 加入世帯の中で、対象になる世帯へはどのような影響があるか</p>	<p>国民健康保険加入世帯のうち、この課税特例措置の対象となった世帯については、条例改正前より保険税の算定に必要な所得税の軽減が図られる場合があると考えています。</p> <p>なお、課税特例措置に該当する土地の譲渡が発生しなければ、国民健康保険加入世帯のうち該当する世帯を把握することは困難です。</p>
<p>(2) 長期譲渡所得と短期譲渡所得の違いはどのような内容になるか</p>	<p>長期譲渡取得は、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるものです。</p> <p>一方、短期譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のものです。</p> <p>なお、長期譲渡取得と短期譲渡取得では税率等の違いがあるため、国民健康保険税の算定にも影響があります。</p>
<p>2 減免の特例措置について</p> <p>(1) 周知については郵送でチラシを同封するとのこと。分かりやすい案内内容になっているか</p>	<p>周知の案内文については、現在作成中です。</p> <p>分かりやすい内容となるよう努めてまいります。</p>

議案第37号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

質疑事項	答 弁
小池悦子議員	
1 入居者の状況把握と対応について	
(1) 収入申告が困難な入居者が生じていた実態があるか	(1) そのような実態はございません。
(2) その場合の対応はどのように図ってきたか	(2) (1) でお答えしたとおりのため、特に対応はしておりません。
(3) 今回の改正により、どれくらいの改善が図られる見込みがあるか	(3) 今後、そのような状態の入居者が発生した場合(認知症など)、今回の改正により、適正な家賃で入居できることとなります。
2 家賃の決定について(3ページ、第15条)	
(1) 当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で…とあるが、家賃算定についての近傍同種の定義はどのようなものか	近傍同種家賃とは、民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度に算定されるものであり、近傍同種の住宅(その敷地も含みます。)の時価、修繕費、管理事務費などを勘案して、公営住宅法施行令で定めるところにより、毎年度、市町村で算出しております。

議案第39号 取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質疑事項	答 弁
<p>遠山智恵子議員</p> <p>1 現在の支援員の配置状況と課題は</p>	<p>令和2年6月1日現在、当市では、支援員70人、補助員32人の計102人を任用しており、勤務ローテーションにより市内14の放課後子どもクラブに勤務しております。</p> <p>「取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、1単位(クラブ室)あたり2人の支援員を配置することとなっており、市内の放課後子どもクラブは14か所26単位であることから、条例で定めている支援員の配置数である52人の基準は満たしております。</p> <p>なお今後の課題としまして、一部の放課後子どもクラブでは、宅地開発に伴う利用児童の増加や特別支援学級を利用する配慮を必要とする児童が増加することが見込まれていることから、今後も支援員の確保に努めてまいります。</p>
<p>2 今回の改正によって、支援員確保につながるかと思うがその見込みは</p>	<p>これまで都道府県知事又は政令指定都市の長のみが行ってきた放課後児童支援員の認定資格研修が、中核市の長も行えることになったため、研修の機会も増え、支援員の数も増えていくものと考えております。</p> <p>今後そういった認定資格研修を修了した支援員に取手市で勤務してもらえることを期待しているところです。</p>
<p>3 保育の質の向上を考えると、保育士等の有資格者の配置について市の条例に組み込むことはできないか</p>	<p>茨城県内の全市町村において、放課後児童支援員の資格については、現行の基準省令に従った内容の条例となっており、当市においても今後も都道府県知事や政令指定都市、中核市の長が行う認定資格研修を修了した者を放課後児童支援員、未修了の者を補助員として任用をしております。</p>

議案第42号 1社総交公区第1-9号A街区造成工事その3請負契約の締結について

質疑事項	答 弁
<p>細谷典男議員</p> <p>1 予定価格設定における積算根拠を明らかにすること</p>	<p>実施設計委託により、工法の検討や数量計算書等の成果に基づき、茨城県の設計基準や資材単価を用いて取手市において積算と設計を行い、予定価格を設定しております。</p>
<p>2 既成杭撤去工事に伴う近隣への影響について明らかにすること</p>	<p>議案書に添付させていただきました施工箇所図では、本工事の施工範囲を、隣接する既存建物まで明示してしまいましたが、影響が出ないように、約7m程度離れた部分から施工範囲としております。</p> <p>なお、残置部分については既存建物の解体後に撤去を行っていく予定です。</p>
<p>3 近隣地権者の理解は得ているか</p>	<p>本契約の締結後、工事のお知らせや説明を行い、事業を進めてまいります。</p>
<p>4 今回の費用は区画整理事業費(176億円から199億円に更改)に含まれるのか(議案第43号も同様)</p>	<p>総事業費につきましては、現在までの実績や、実施設計委託の結果に基づき積み上げており、当該工事費も区画整理事業費に含まれております。</p>
<p>加増充子議員</p> <p>1 令和2年新年度予算に計上されず、今回の契約締結についての経過を具体的に示していただきたい</p> <p>2 3棟のビルの地下構造物(地中の杭)の撤去とあるが、地下の構造(図面で)の資料を示し、説明を求める</p>	<p>当該工事は、本年3月の第1回定例会にて補正予算の御説明を申し上げましたとおり、令和2年度で予定していた工事を前倒しで実施したものです。</p> <p>3棟のビルの地下構造物撤去につきましては、既に別の工事請負契約の締結を行い、工事を進めているところです。</p> <p>当該工事は、その地下構造物撤去後に、建物基礎杭の引抜き工事となります。(別添の議案第42号関係平面図を御参照ください。)</p>

<p>3 上物の解体は、補償金で。しかし地下構造物撤去は市の事業となる理由を具体的に示していただきたい（議案第 43 号とも関連する内容）</p>	<p>議案第 4 3 号（2 社総交公区第 1 - 1 号 A 街区造成工事請負契約の締結について）の細谷議員の御質疑の 3 番に対するお答えのとおりです。</p>						
<p>4 周辺のビルが 1 棟残っているが、影響はないのか（議案第 43 号とも関連する内容）</p>	<p>この議案に対する細谷議員の御質疑の 2 番に対するお答えのとおりです。</p>						
<p>5 A 区は、沼地と聞いているが、地中の杭を抜いた後の計画は（議案第 43 号とも関連する内容）</p>	<p>A 街区内における軟弱地盤は、「はなのき通り」沿いの一部に分布しており、3 月補正の際に御説明させていただきましたが、今後軟弱地盤対策工事を進めていくこととしております。</p> <p>当該工事で実施する杭抜き工事は、土質の変動や不同沈下が生じることがないように充填材を注入しながら引き抜いていくものであり、後々の建物建築に影響が出ないようなものとなっております。繰り返しとなりますが、基礎杭を引き抜いた後に、軟弱地盤対策工事を実施し、良質な宅地造成を行ってまいります。</p>						
<p>6 上物の解体費・補償費（営業補償費・移転補償費）・賠償費を山一ビル解体から（平成 25 年度から）今回に至るまで年度ごとに棟数と合わせて示していただきたい</p>	<p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補償契約額</th> <th>うち：解体費</th> <th>うち：その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2, 597, 969, 200</td> <td>388, 497, 200</td> <td>2, 209, 472, 000</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 25 年度から令和元年度末までに補償しました A 街区の 6 棟につきまして、補償契約額全体は 2, 597, 969, 200 円となっております。</p> <p>このうち、解体費は 388, 497, 200 円、移転補償費、動産移転料等を含めたその他補償費は 2, 209, 472, 000 円となっております。</p>	補償契約額	うち：解体費	うち：その他	2, 597, 969, 200	388, 497, 200	2, 209, 472, 000
補償契約額	うち：解体費	うち：その他					
2, 597, 969, 200	388, 497, 200	2, 209, 472, 000					

議案第43号 2社総交公区第1-1号A街区造成工事請負契約の締結について

質疑事項	答 弁
<p>細谷典男議員</p> <p>1 予定価格設定における積算根拠を明らかにすること</p>	<p>実施設計委託により、工法の検討や数量計算書等の成果に基づき、茨城県の設計基準や資材単価を用いて取手市において積算と設計を行い、予定価格を設定しております。</p>
<p>2 既成杭撤去工事、及び地下構造物撤去工事に伴う近隣への影響について明らかにすること</p>	<p>近隣への影響のないよう、鋼矢板による締切りを実施したうえで掘削や撤去作業を行っていきます。</p>
<p>3 先に行われた（平成25年から26年）建物（上部構造物）撤去と異なる方式としたことの原因を明らかにすること 建物解体は地権者への移転補償に含み地権者が行った。今回は市が直接行うという違いは</p>	<p>取手駅北土地区画整理事業では、地下階及び基礎杭等の地下構造物の撤去につきましては、建物が密集する駅前地域又は交通量が多い都市計画道路に隣接する地域等、あらかじめ周辺の影響等を考慮しなければならない場合は、取手市において施工することとしております。</p>
<p>4 近隣地権者の理解は得ているか</p>	<p>本契約の締結後、工事のお知らせや説明を行い、事業を進めてまいります。</p>
<p>加増充子議員</p> <p>1 議案第42号と同じく（令和2年新年度予算に計上されず、今回の契約締結についての経過を具体的に示していただきたい）</p>	<p>当該工事は、本年3月の第1回定例会にて補正予算の御説明を申し上げましたとおり、令和2年度で予定していた工事を前倒しで実施したものです。</p>
<p>2 2棟のビルの地下構造物（地中の杭）の撤去とあるが、図面での資料を示し、説明を求める。中でも山一ビルは平成25年度から放置されていたもので、詳しく示していただきたい</p>	<p>当該工事における地下構造物撤去につきましては、1棟は鉄骨造の建物で、基礎杭を撤去していくものです。 また、もう1棟につきましては、RC造の建物で、地下2階、深さ9.8mの地下構造物となっており、この構造物を撤去した後に基礎杭の引抜きを行っていくものです。（別添の議案第43号関係平面図及び地下構造物撤去図を御参照ください。）</p>

3 A街区の区画整理事業の造成工事は、この契約2件で収束なのか。残るとすれば、その予算規模と造成規模を示してほしい。その時期も明確に示してほしい（議案第42号と関連する内容）

今回のA街区造成工事につきましては、建物の地下構造物撤去を含む、暫定交通広場整備の準備となるものです。

今後行っていく新しい交通広場の工事が完了し、供用を開始した後には、まず最初に暫定交通広場の撤去工事を行います。

その後は、細谷議員の御質疑の際にお答えしましたとおり、近隣への影響から7m程度施工できなかった範囲を含めまして、残る1棟の地下構造物撤去工事を行ってまいります。

そして、A街区内の造成仕上げ工事を実施していく計画であり、その造成規模は約0.7ha、費用はおおよそ7千万円程度を見込んでおります。

議案第44号 取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について

質疑事項	答 弁
<p>石井めぐみ議員</p> <p>1 夏休みが短縮になる中での工事計画スケジュールは</p>	<p>契約締結の議決前で仮契約者と協議をしていない状況であり、スケジュールに関しては未定となります。</p> <p>例年は夏休み明けの2学期の授業に支障がないように夏休み中にトイレの解体を先行して進め、1系統だけでもトイレを完成する形をとってきました。しかし、現状としては夏休みの予定が未確定なことから、夏休みの期間が決まり、本契約となった後に、学校、工事監理者である設計事務所、施工業者、工事を監督する公共施設整備課と調整しながら工事を進めていきたいと思えます。</p>
<p>2 工事業者に対しての新型コロナウイルスの感染対策は</p>	<p>工事業者の感染対策についても、工事計画などと同時に今後の協議にて決めていきますが、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考に施工方法の検討や作業現場環境の整備を実施します。作業員に関しては検温やマスクの着用を徹底し健康状態をチェックし、学校敷地内に感染リスクを高めないようにしていきます。現場内や現場事務所内の環境面に関しても換気や消毒の徹底など感染予防対策を徹底します。</p> <p>また、今後感染リスクが高まるような状況になる場合は、その都度協議をして状況に応じた対応を図ります。</p>
<p>関戸 勇議員</p> <p>1 一部構造部材の耐震工事が予定されているが、耐震工事は終了しているのではないか</p>	<p>建物本体の耐震化工事は平成29年度に全ての小中学校で終了しています。今回の工事はバスケットゴールの交換や避難所である体育館の窓ガラスを強化ガラスに交換するといった、非構造部材の耐震工事を実施する予定です。</p>

<p>2 改修後は和式トイレと洋式トイレの比率は</p>	<p>今回の工事で洋式トイレが 100%となる予定ですが、学校の意向を再度確認し最終決定していきたいと思います。近年工事を実施した戸頭中、藤代南中においては 100%洋式となっていますので、100%かそれに近い比率になると思います。</p>
<p>3 外部改修について受水槽は改修するのか</p>	<p>受水槽は平成 19 年度に更新したステンレス製の受水槽ですので、今回の工事では改修する予定はありません。高架水槽も平成 22 年度に鋼板製のものに更新していますので存置となります。</p>
<p>4 体育館は避難所になっているが、トイレの数は増えるのか</p>	<p>体育館のトイレは改修を行いますが、トイレの面積は既存と同じですので、トイレの数は現状と変わらない個数となります。洋式化をすることで個室空間が大きくなることから、トイレの面積を変えずに個数を増やすことは難しいです。</p>
<p>落合信太郎議員</p>	
<p>1 工事期間は厳守されるのか</p>	<p>本契約後に施工者と協議になりますが、工事期間に関しては入札段階において令和 3 年 2 月 28 日までとしていますので、工事期間の厳守を目指します。</p>
<p>2 コロナ禍でも作業人員の確保は予定どおりに進むのか</p>	<p>本契約後に施工業者において、計画する作業人員の確保を進めてまいります。施工業者の人員確保の状況については、今後の打合せ等で逐次確認していきます。</p>
<p>根岸裕美子議員</p>	
<p>1 工事日程などにコロナの影響が考えられるが、工事スケジュールはどうなっているか</p>	<p>石井議員の御質疑に対するお答えのとおりです。</p>
<p>2 工事期間中の授業中の換気や騒音対策などはどのように対策するのか</p>	<p>工事期間中の換気や騒音対策に関しても、本契約後に、学校、工事監理者、施工業者と十分に協議し対策を検討していく予定です。</p>

議案第45号 梶木消防署大規模改造工事請負契約の締結について

質疑事項	答 弁
<p>久保田真澄議員</p> <p>1 女性用仮眠室・更衣室（シャワー）・トイレのレイアウトがどのようになるのか</p>	<p>設置場所については、梶木消防署の1階中央北側に位置しております既存の壁で区画された職員更衣室及び、仮眠室の一部スペース約30㎡へ配置する設計とし、女性用仮眠室は、建築基準法上、採光の確保が必要であることから、窓の設置が可能な位置で更衣室と併設いたしました。</p> <p>浴室及び洗面室、トイレについては、仮眠室（更衣室）との移動や通路からの出入り等、利便性を考慮し、仮眠室の南側に配置しております。（詳細は別添の図面を御参照ください。）</p> <p>また、出入りするドアには、すべて内・外両側から鍵がかかるものを採用し、女性職員が勤務する上で安心して利用できるよう配慮いたしました。</p> <p>なお、今回の女性消防職員の施設につきましては、女性職員からの意見を取り入れながら設計業者等と協議を重ね、災害出場にも支障のない利便性を考慮した配置としたところ です。</p>
<p>2 何人の配置を考えているのか</p>	<p>梶木消防署での勤務は隔日勤務（8:30～翌8:30まで）であり、1日の勤務に最大で2名の女性職員が宿直可能なスペースを確保できることから、4名の女性職員を配置することが可能となります。</p> <p>しかし、改修後の梶木消防署への女性職員の配置については、女性職員の人員、経験年数、職種（事務職、警防隊員、救急隊員）などを考慮し、次年度は1日の勤務に1名、計2名の配置を検討しているところ です。</p>

議案第46号 災害対応特殊消防自動車の取得について

質疑事項	答 弁
<p>久保田真澄議員</p> <p>1 車両の詳細について</p>	<p>更新する災害対応特殊消防自動車は、現行の消防自動車と大きな差はなく、全長5.77メートル・全幅1.9メートル・高さ3メートルです。四輪駆動で軽油を燃料とし、総排気量4,009cc、車両総重量7,300kg以下、乗車定員6名で、照明や赤色灯は照度が上がり夜間や緊急時の走行の安全性が向上いたしました。また、キャビンを除く車両側面を全面シャッターとし、積載品、計器類の劣化防止や資機材の盗難防止に効果があります。さらに車両後部には動力昇降装置を装備し、電動ホースカーの積みおろしが容易になっています。 (別添の全面シャッター写真、電動ホースカー写真を御参照ください。)</p> <p>車内には4台の空気呼吸器を装備され、うち1台は空気呼吸器内蔵型シート(助手席)を採用し、キャビン内空間を確保することができました。 (別添の空気呼吸器内蔵型シート写真を御参照ください。)</p> <p>ポンプは、アルミ製の軽量化により高圧放水に対応することができ、操作盤は多機能でありながら簡単操作を実現したe-モニタが設置され、現場活動において高い安全性と確実性が確保されました。 (別添のe-モニタ写真を御参照ください。)</p> <p>・空気呼吸器内蔵型シートについて 災害現場で使用する空気呼吸器を車内に4台積載し、そのうちの1台を、助手席の空気呼吸器内蔵型シートに配置しています。助手席の背面部分に空気呼吸器が内蔵できる仕様となっており、背もたれ部分をめくることで装着することが可能であるため、災害現場へ</p>

向かう途中でも容易に装着でき、迅速な消防活動対応が可能となります。(別添の空気呼吸器内蔵型シート写真を御参照ください。)

・電動ホースカー及び動力昇降装置について

電動ホースカーは、あらかじめ消火に必要なホースを収納しており、火災出場において消防自動車から火災現場までホースを延ばすためのものです。65 mmホース 10 本と 50 mmホース 4 本を積載しており、小型であるため狭い場所への進入や小回りが効き簡単操作で力強い機動力を有しており、1 人でも操作することが可能です。

積載方法は、車両後部の動力昇降装置上に積載し、動力で上げ下げができることで、火災現場到着後のホース延長時に迅速で安全な操作が可能となるとともに隊員の負担軽減につながります。

(別添の電動ホースカー写真を御参照ください。)

・ポンプについて

消火に必要な水を吸い上げ送り出す装置のポンプは、アルミ製で軽量化され高圧放水にも対応できるポンプを採用し、操作盤はモニター上に吸水送水状況が一目で分かるようになっている簡単操作が可能な e-モニタを採用することで、現場活動において放水圧力急増等の万が一の事故からも守ることができ、高い安全性と確実性を発揮することができます。(別添の e-モニタ写真を御参照ください。)

※ 別添写真

- ・全面シャッター・電動ホースカー
- ・空気呼吸器内蔵型シート・e-モニタ

議案第47号 市有財産の処分について

質疑事項	答 弁
<p>細谷典男議員</p> <p>1 前回の公募条件と異なる点について明らかにすること</p>	<p>平成29年度に実施した一般競争入札要項との主な相違点は、以下のとおりです。</p> <p>① PCBの含有が認められた電気設備については、既に撤去済であるため、要項への記載を削除したこと。</p> <p>② 本館棟の残存建物等の撤去については、全て撤去せず、必要な部分のみの一部撤去での土地利用を可能としたこと。</p> <p>③ 土地の利用について、スーパーマーケット等の沿道型小売店舗の用途に制限されていたが、一部サービス業の用途も可能としたこと。</p>
<p>2 解体費用の算出について</p> <p>(1) PCB検出検査費用及び検出された場合のPCB含有施設の撤去費用について鑑定における解体費用に関して以下の項目はどのように算出されていたか</p> <p>① 検査費用</p> <p>② PCB含有施設</p> <p>③ 検査の結果PCBを含まない施設</p>	<p>解体費用については、不動産鑑定士が解体業者から見積りを徴取しており、その見積りの項目に、撤去したトランス等の電気設備の撤去費（検査費用を含みます。）は計上されておられません。</p> <p>なお、PCB含有のおそれのあるトランス等の電気設備については、PCB含有の有無の調査を行っており、検査した5台のうち、4台からPCBが検出されたため、電気設備4台の処分を実施しております。</p>

<p>(2) 今回は入札前に市が検査を行い、撤去したことは最低価格に反映されているのか市が負担した費用を明らかにすること</p> <p>検査費用額 円 撤去費用額 円</p> <p>検査費用と撤去費用が市の負担で発生している。鑑定に基づく前回の入札では、検査は買主の負担において行う、PCB含有施設においては市が撤去するとしていた。</p> <p>今回は、検査は市が行いこの点については買主の負担は軽減している。一方、PCBが確認された4施設は市が撤去したが1施設は残置されており買主が解体すべきものの中に含まなければならなくなった。PCBの検査対象となった5設備の処理、及び検査費用について買主、市双方に増減が出ている。この増減によって鑑定結果を修正する必要はなかったか</p>	<p>検査費用額及び撤去費用額は、次のとおりです。</p> <p>検査費用額 259,200 円 撤去費用額 2,254,608 円</p> <p>最低売渡価格は、構造物のない更地での価格から、更地にするために要する解体費用を控除して、算出しております。PCB含有のおそれのある電気設備5台については、解体費用の対象としておりません。PCBの検出されなかった電気設備1台及び解体により発生した残存建築物等以外の廃棄物の処分については、売買仮契約書第29条第2項において「残存建物等以外の解体撤去及び処理費用が発生した場合の費用負担は、全て乙の負担とする。」と定められておりますので、買主が負担し、処分することになります。</p>
<p>3 入札においてPCBが検出された施設が存在したこと、及びその施設を撤去したことを入札予定者に説明したか</p>	<p>入札に参加した2法人については、平成29年度に実施した一般競争入札要項との変更点として、PCBの含有が認められた電気設備を取手市にて撤去済であることを口頭にて説明をしております。</p>
<p>4 施設内の土壌について現況を確認しているか</p>	<p>土壌汚染対策法における土壌汚染状況調査は実施しておりませんが、土地の利用履歴から土壌汚染の可能性を推定する地歴調査を行っております。調査結果につきましては、戸頭八丁目1番1の土地については、全ての範囲、土壌汚染対策法で定める全ての特定有害物質について、土壌汚染のおそれはないというものでございます。</p>

<p>5 第三者への譲渡について一部解体でも認めると公募条件を変更していることについて</p> <p>(1) 鑑定に基づく解体(約1億5千万円)であるかを市は審査するのか。譲渡は一部解体でも可能となる。 残された解体部分は二次購入者に引き継がれる。市は最終的に解体終了確認をどのように行うのか</p>	<p>現状有姿での売却のため、残存建物等をどの程度撤去し、土地利用を図るかについては、土地購入者が決定する事項になります。</p> <p>普通財産売買仮契約書の第1条第2項にて、残存建物等の一部解体撤去での土地利用についても認められており、取手市として、残存建物等を全て解体したのかについての確認はいたしません。</p> <p>転売時においても、売買契約の当事者ではありませんので、解体状況について、確認を行うことはできません。</p>
<p>関戸 勇議員</p> <p>1 旧戸頭終末処理場跡地の処分について</p> <p>(1) 前回の入札に関する説明でもPCBについて残存することを報告しなかったのはなぜか</p>	<p>平成29年7月14日に開催された議員全員協議会においては、旧戸頭終末処理場跡地の一般競争入札の実施について、売却条件及び入札スケジュール等の重要事項を御説明しております。PCB等の個別条件の詳細につきましては、一般競争入札要項をホームページに公表しておりましたので、御確認していただければと考えておりました。</p>
<p>(2) これまでもPCBを搬出する際の事故が多く発生している。PCBの搬出について、近隣住民にも知らせず、説明もしなかったのはなぜか</p>	<p>PCBの含有している電気設備の撤去の方法については、PCBを含有した合成油を機器から抜き取り処分するのではなく、合成油を使用したトランスやコンデンサ等の機器そのものを搬出し、処分をしております。委託業者につきましても、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可業者に委託しております。また、搬出作業については、全て敷地内での作業となり、住民生活への影響は無いと判断し、近隣住民への周知はしていません。</p>

質疑事項	答 弁
<p>山野井 隆議員</p> <p>1 塵芥収集運搬委託料について</p> <p>(1) 委託料増額の理由について</p> <p>(2) 家庭ごみが増えた理由について</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、3月から市内小中学校の休校、4月には緊急事態宣言の発出により、休校の延長やさらなる外出自粛、企業のテレワークの推進等により在宅期間が長期化し、家庭ごみの収集量が著しく増加しています。</p> <p>このような中、じん芥収集運搬委託業者は、市民生活の維持及び安全や衛生を確保する重要な業務を担っており、事業各社とも新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しながら、日々、じん芥収集運搬作業に尽力していただいているところです。</p> <p>今年3月の可燃、不燃、粗大ごみ、及び資源物の家庭ごみ全体の収集量は、前年同月比で約150トンの増、率にして7.6%増加しています。特に可燃ごみは前年同月比で172トンの増、率にして13.5%増となっております。</p> <p>この傾向は4月に入り緊急事態宣言が発出されてからはさらに増加し、今年4月の可燃、不燃、粗大ごみ、及び資源物の家庭ごみ全体の収集量は、前年同月と比較すると244トンの増、率にして11.4%増となっております。4月は特に粗大ごみの収集量が急増しており、前年同月比で48トンの増、率にして154.8%の増となっております。</p> <p>要因としては、外出自粛等により家庭内で不用品の整理等が行われたことによるものと推察しています。</p> <p>現在、緊急事態宣言は解除され、外出自粛の緩和や学校再開などにより、3月からの家庭ごみ収集量の急激な増加は抑制されるものと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波を警戒し、その防止策として国では新しい生活様式への定着を呼びかけ</p>

	<p>ており、市では今後も家庭ごみの収集量は例年と比較して増加すると見込んでおります。</p> <p>じん芥収集運搬業務委託料は、例年の家庭ごみ収集量の実績等を参考に積算し、事業者と委託契約していますが、この度の家庭ごみ収集量の急増に伴い、じん芥収集運搬委託料を増額補正するものです。</p>
<p>入江洋一議員</p> <p>1 修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金</p> <p>(1) 各保護者の経済的負担軽減の程度は</p> <p>(2) 議案書の中には修学旅行等中止に伴うキャンセル料、議案説明書の中には修学旅行及び校外学習の延期に伴う追加的経費とあるが、キャンセルした学校、延期にした学校について伺う</p>	<p>現在、修学旅行及び校外学習等を延期した学校は中学校6校、旅行等そのものを取りやめた（キャンセルした）学校はありません。今後、保護者の代表等と意見交換も行い、実施の有無を検討してまいります。</p> <p>なお、延期した学校では、旅行等の一部が既にキャンセル料として発生しています。</p> <p>延期・キャンセルに伴う各保護者の経済的負担軽減の程度は、次のようになっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の修学旅行 旅行代金約2万6千円に対して3千円程度のキャンセル料等全額の負担軽減 ・ 中学校の修学旅行 旅行代金約7万円に対して5千円程度のキャンセル料等全額の負担軽減 <p>市としましては、延期・キャンセルにかかわらず、キャンセル料等、追加的経費の全額を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>

染谷和博議員

1 アート創作活動拠点オンライン公開事業について

- (1) なぜこのような支援を行うに至ったか
- (2) 今年度限りの事業なのか
- (3) 芸術家に音楽家は含まれるのか

取手市は芸術活動が盛んなまちと言われていますが、現在の新型コロナウイルス禍の影響により市内の芸術家は活動の機会を失い、経済的にも厳しい状況となっております。このままでは芸術家の活動そのものが絶たれることが懸念され、その結果市民が芸術に生で触れる機会を失うことになりかねない状況かと思われます。

今回のアート創作活動拠点オンライン公開事業は、市内で活動している芸術家の支援と同時に、芸術活動の継続が将来にわたって市民が多様な芸術に出会える環境整備にもつながるため取り組むものです。多分野の芸術家の創作活動拠点を取材し、芸術家へのインタビューや活動の様子をインターネット上で動画を配信します。出演した芸術家へ出演料を支払うほか、撮影や編集、インタビュアーやウェブサイトの構築などに携わっていただいた芸術家にも労務の対価を支払い、経済的支援をするとともに、活動の場を提供するものです。

あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で長期化する自粛生活により、市民がインターネットに触れる機会が増えてきていると言われていたことから、これをチャンスと捉え、市民にとって取手の芸術家の存在がより身近に感じることができる情報発信の仕組みづくりに取り組み、芸術と市民の接点づくりにつながることを目指しています。

また、ウェブサイトの構築や映像の制作及び配信も芸術家が行うことで、単なる活動紹介ではなく、市民の心が動くクオリティーの高いサイトとして、「アートのまち取手」としての魅力を広く発信していくことが期待できると考えています。

事業内容としましては、市内の芸術活動支援団体等への委託を考えています。出演する芸術家は10名以上とし、新しい芸術家の発掘も想定していることから、公募での出演者を募る予定です。芸術

	<p>分野につきましては、音楽も含めた多分野の芸術家を紹介できるようにしていきます。</p> <p>出演料は一人あたり上限 10 万円を目途としていますが、芸術家の出演人数や関わり方に応じて、単価の変更もあり得ます。また、早期公開を考えておりますので、撮影が整い次第、順次配信していきます。</p> <p>今後につきましては、芸術家の活動機会と、市民が芸術に触れることができる環境が継続できるよう検討しているところです。</p>
<p>2 商工業者事業継続応援給付金事業の対象者の数のどのくらいになるか。今年起業した人も含まれるのか</p>	<p>給付金の対象者数につきましては、個人事業者 750 件、中小事業者 350 件、合わせて 1,100 件の事業者を想定しております。</p> <p>なお、今年起業した方につきましては、給付額の算定にあたり、前年度の事業収入等との比較の確認が困難であることを勘案し、今回の給付金事業の対象には含まれません。</p> <p>しかしながら、想定以上の事業者が国の持続化給付金の対象にいられている可能性があること、また、国の二次補正による積み増しで、持続化給付金対象事業者の拡充等も考えられるため、今後も国の動向に注視しながら対応を検討してまいります。</p>
<p>石井めぐみ議員</p> <p>1 庁舎の管理に要する経費 (11 ページ)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費の内容は</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費は、感染症を予防する作業として、カウンターや記載台、来客用の長イスなどを消毒するための次亜塩素酸ナトリウムやバケツ、手袋の購入と、庁舎内で感染者が発生した場合に、感染者が滞在又は勤務したフロア、執務室内などを消毒するための用品として、ブルーシートやカーペット粘着ローラーなどの購入となります。</p>

<p>(2) 簡易的なアクリルシートなどで市役所窓口は対処しているが、恒久的な感染拡大としてのアクリル板など設置の予算は含まれているのか</p>	<p>今回の補正予算にアクリル板の購入は含まれておりません。</p>
<p>(3) 含まれていないとしたら、上記(2)への対策は今後行っていくのか</p>	<p>市民対応の頻度が少ない部署では、ビニールシートを設置しており、市民が多く訪れる課では、アクリル板を設置することで、市民と職員の間での飛沫感染を防止しております。</p> <p>飛沫を防止する範囲、広さから言えば、ビニールシートは広範囲で設置できるのでその点がメリットとも言えます。また将来、感染症対策が不要になった際には、処分は容易ですが、劣化してきた際は設置をし直す必要があります。</p> <p>アクリル板はビニールシートと比較しますと、透明感に優れているため、訪れる市民が多い部署では、整然とした印象を保つことができいております。一方で、設置をやめた場合には、保管場所の確保が必要になるかと考えます。</p> <p>いずれの方法においても、飛沫感染を防ぐという役割を有効に果たしていると考えており、今後使用していくなかで、劣化や破損などが生じた場合には、適宜、補修や取り替えを実施していく考えです。</p>
<p>2 チャレンジデー事業に関する経費 (14 ページ)</p> <p>(1) チャレンジデーの取組が延期になった中で今後の健康づくりの施策については</p>	<p>5月の最終水曜日に全国一斉開催されている、住民参加型のスポーツイベントであるチャレンジデーは、「住民の健康づくり」や「まちの活性化」を図るきっかけづくりのイベントです。</p> <p>今年度は残念ながら不参加となったため、予算の減額を計上いたしました。</p> <p>今後の健康づくりの施策については、長寿社会づくりソフト事業費交付金を利用した事業として、フレイル予防事業を予定しております。内容の詳細につきましては、久保田議員のフレイル予防事業の御質疑に対するお答えのとおりとなります。</p>

<p>久保田真澄議員</p> <p>1 ひとり親世帯応援臨時給付金給付事業</p> <p>(1) ひとり親の人数は</p>	<p>892 世帯（人）を見込んでいます。</p> <p>内訳 児童扶養手当認定世帯 850 世帯（人） 850 人 850 世帯（人）×5%（新規見込み人）≒ 42 人 の合計</p>
<p>(2) 振込時期は</p>	<p>令和 2 年 7 月中を予定しています。</p>
<p>2 フレイル予防事業の内容は</p>	<p>一点目としましては、地区内の高齢者向けに、近隣の整形外科の理学療法士によるフレイル予防に関する出前講座の開催です。</p> <p>月 1 回、全 6 回で開催し、講座内容は、フレイル予防に必要な筋肉に関する話題提供と、実技指導となっております。初回と最終回に体組成測定を行い、参加者の筋力評価を行います。</p> <p>二点目としましては、地域の集会所等にて実施している体操の場に理学療法士が入り、参加者の身体状況に合わせた効果的な体操方法について、集団指導を行います。</p> <p>老化からくる肩や関節の痛み等があっても、無理なく行える体操を理学療法士が正しく指導することにより、継続的に参加できるように支援するものです。</p> <p>三点目としましては、市内の総合型スポーツクラブや取手アートプロジェクトと連携したスポーツイベントの実施です。</p> <p>市内に、子どもから高齢者まで簡単に楽しめるスポーツスポットを 3 箇所、スポーツアート体験場を 1 箇所用意し、スタンプラリーを兼ねて、循環バスで移動しながら楽しんでもらうというイベントです。</p>

	<p>マスクを着用することや人と人との距離を保つための入室制限等、私たちに課せられたいくつかの感染予防対策は、これまでの生活を変化させる必要があります、知恵と工夫を必要としています。</p> <p>今後も地域の高齢者の皆様が、地域の行事に参加しながら介護予防事業に参加することで、地域の中でのつながりを深めながら健やかな体を保ち、心身ともに長く健康であられるよう、実施方法を模索しながら実施していくこととなりますが、今後も継続して、地域の皆様の健康づくりを支援してまいりたいと考えております。</p>
<p>金澤克仁議員</p> <p>1 子育て世帯応援臨時給付金給付事業、ひとり親世帯応援臨時給付金給付事業、要保護・準要保護世帯支援事業の生活支援事業は、地方創生臨時交付金を活用したものである。執行部からの5月15日回答で、「市議会災害対策会議からの提言も重視しつつ」とあるが、いつ、どのような政策決定で予算編成となったのか</p>	<p>今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業計画は、非常にタイトなスケジュールの中で全庁的に進められ、御質疑にもある、生活支援・経済支援・感染拡大防止の3つを柱に事業化したところです。</p> <p>その経過については、5月1日において国からの交付限度額等、交付金に係る詳細が発表され、ゴールデンウィークを挟む5月13日までににおいて全庁的に事業案を取りまとめ、翌5月14日午前の市長副市長査定を経て、同日午後、第16回新型インフルエンザ等対策本部会議において実施予定事業の最終確認を行ったところです。</p> <p>今回の交付金活用事業は全体が緊急性を要する事業ではありますが、その中でも、直ちに予算化すれば実施が可能となる事業を5月22日付けで専決処分とし、事業実施に向けては制度整備等の準備に時間を要する事業を、今回の第3号補正予算にて計上させていただいたところです。</p>

<p>結城 繁議員</p> <p>1 商工費、商工業者事業継続応援給付金事業について (20 ページ)</p> <p>(1) 中小法人、個人、それぞれどのくらいの数を見込んでいるのか</p> <p>(2) 申請等の方法についてはどのように考えているのか</p> <p>(3) 今年1月に開業した事業者の考え方について</p>	<p>今回の給付金事業につきましては、市の広報及びホームページ、商工会の会報等で広く周知してまいります。</p> <p>申請の方法につきましては、窓口が混雑することによる感染リスクを減らすため、郵送でお願いしたいと考えております。</p> <p>見込みですとか、今年1月に開業した事業者の取扱いにつきましては、染谷議員の御質疑に対するお答えのとおりです。</p>
<p>2 東京藝大との交流に要する経費 (29 ページ)</p> <p>(1) キャンセル料等についての発生は</p>	<p>東京藝術大学との交流に要する経費は、東京藝術大学の学生が小学校に美術指導、中学校吹奏楽部に音楽指導を行う事業ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、授業数の確保が難しい等の理由から中止となりました。</p> <p>中止に際してのキャンセル料等は発生しておりません。</p>
<p>3 創作活動拠点オンライン公開事業委託料</p> <p>(1) 主にどんな芸術家を想定しているのか</p>	<p>アート創作活動拠点オンライン公開事業の事業内容は、染谷議員の御質疑に対するお答えのとおりです。</p> <p>芸術分野につきましては、多分野の芸術家を紹介したいと考えており、主に絵画、工芸、彫刻、音楽、パフォーマンス等を想定しています。</p>

<p>加増充子議員</p> <p>1 民生費・児童福祉総務費・(2) 子育て世帯応援臨時給付金事業に関する経費 122,416 千円 (15 ページ)</p> <p>(1) 児童手当支給対象となっているが (0 歳～15 歳)、ひとり親世帯応援臨時給付金は、18 歳までとなっている。 18 歳までの支給は検討されなかったのか</p>	<p>先日の臨時議会で御審議いただきました国事業の「子育て世帯への臨時特別給付金」は、所得制限により対象外の世帯がありました。</p> <p>そのようなことから、市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全ての子育て世帯に対し、児童手当情報を活用し、迅速に、国の方針を踏襲しつつも、きめ細やかに、一層手厚い支援をする考えです。</p> <p>なお、18 歳までとした場合、対象者の把握の時間もあります。義務教育年代までを対象に、簡素な仕組みを活用し、所得の多少に限らず、当市に住まう全ての子育て世帯への支援をまいります。</p> <p>さらに、それぞれの給付は、支給対象年齢ではなく、子どもに着目した生活支援と、養育と就労を一人で担うひとり親世帯の暮らしの支援と、趣旨が異なっておりますことを申し添えます。</p>
<p>2 商工費・商工振興費・(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 147,243 千円 (20 ページ)</p> <p>(1) 事業継続応援給付金事業について</p> <p>① 市内事業者の困窮状況をどのように把握しているか、特に小規模事業者の現状についてどうか</p>	<p>市内事業者の状況については、融資制度の認定件数や相談内容等、また市商工会への聞き取りを通じて把握に努めているところです。感染症の影響による収入の減少から融資制度の活用が増加している状況となっております。</p>
<p>② 事業継続応援給付金は国の持続化給付金の対象外 (30～50%) と説明されたが、事業者数はどのくらい見ているのか</p>	<p>染谷議員の御質疑に対するお答えのとおりです。</p>
<p>③ 予算を超えた分については増額補正を考えているのか</p>	<p>申請の状況に応じて、必要な対応を検討してまいります。</p>

<p>④ 前年同月比とあるが、月ごとに申請するのか、期間はいつまでか</p>	<p>前年同月比とは、減収幅を算定するために任意で選んだ比較対象月になります。例えば前年の5月と今年の5月の事業収入を比較し、30%以上50%未満減少していれば給付対象となるものです。申請につきましては月ごとではなく、年間事業収入の減収額を算定して行うものとなっております。なお、対象期間は1月から12月までとし、申請期間は令和3年1月15日までを予定しております。</p>
<p>⑤ 国の対策「持続化給付金」収入減5割以上の事業者の申請予測件数・決定と届くまでの期間について状況把握が必要と思うが、把握されているか</p>	<p>「持続化給付金」は国で実施する支援制度であることから、状況や件数についての把握は困難です。今回の事業継続応援給付金の給付時期に関しては、受付状況にもよりますが円滑に事務処理を進められるよう準備に取り組んでおります。</p>
<p>⑥ 国はもとより、市の上乗せについてもスピードをもって届けることが必要だが、その対策と見通しは</p>	<p>今回の補正予算成立後、速やかに申請受付を開始できるよう準備を進めているところです。</p>
<p>⑦ 疲弊する事業者への支援は、必要な金額で一刻を争い、応援給付金事業で思い切った支援額を素早く現金を届けることが必要だが、まずは財政調整基金の活用などの検討はされなかったのか</p>	<p>これまで飲食店等に対する支援策に取り組む中でも、感染症の影響により売上が減少した事業者に対し、広く支援できるような施策について検討してまいりました。事業継続応援給付金事業についての周知を図り、対象となる事業者への早期支給に取り組んでまいります。</p>

<p>3 債務負担（令和 2 年度追加）・サーバー機器等使用料・限度額 268,360 千円(35 ページ)</p> <p>(1) 具体的に説明を求める</p>	<p>情報系サーバーとは、住民基本台帳システム等の市民の個人情報を取り扱う、いわゆる基幹システムを除く、グループウェアや人事管理、財務会計、電子メール等のシステムを動作させ、市役所と出先機関を結ぶネットワークを構築するために必要なサーバー機器、不正アクセスやサイバー攻撃からシステムを保護するためのセキュリティ機器、災害・事故時にデータをバックアップするための装置、関連するソフトウェア及びライセンス群のことで、主に庁舎内に設置し、運用管理を行っております。</p> <p>このたび、令和 3 年 2 月 28 日で 5 年間の賃貸借期間が満了することから、当該サーバー機器等を更改し、新規に 5 年間の賃貸借契約を結ぶことから債務負担行為を設定しました。</p>
<p>小池悦子議員</p> <p>1 健康づくり推進事業に関する経費（14 ページ）</p> <p>(1) フレイル対策事業について、連携する医療機関は複数になるか</p>	<p>複数ではなく、1 箇所です。</p>
<p>(2) 出前講座や体操指導、総合型スポーツクラブと連携、と概要で説明されているが、スポーツイベントの開催など予定の日程はどのように組まれているか</p>	<p>開催日は、11 月 14 日（土）の予定です。</p>
<p>2 商工業振興助成に要する経費（20 ページ）</p> <p>(1) 商工業者事業継続応援給付金事業について、これまでどれくらいの相談が寄せられたか</p>	<p>商工業者事業継続応援給付金については、補正予算成立後に実施する事業になるため、これまでの相談件数としては、数件程度となっております。</p>

<p>(2) 寄せられた相談内容はどのような実態だったか</p>	<p>売上の減少した事業者に対しての市独自の支援策はあるのかといった内容や、事業継続応援給付金の開始時期についてのことになります。</p>
<p>(3) 給付金の申請手続は分かりやすく簡潔なものになっているか</p>	<p>確定申告の写しや前年との比較を確認できる売上台帳などの提出をいただくことになります。</p>
<p>3 教育振興に要する経費 (24 ページ)</p> <p>(1) 修学旅行等の中止について、多くの子ども達が楽しみにしている学校生活の大事な行事でもあることから、そのフォローについては何か対応を図る考えはあるか</p>	<p>小・中学校の修学旅行等は、8月後半以降の実施を予定しておりますが、今後、保護者の代表等と意見交換も行い、実施の有無を検討することとしておりますので、その中で必要な対応を考えてまいります。</p>
<p>関戸 勇議員</p> <p>1 衛生費・じん芥収集に要する経費 (18 ページ)</p> <p>(1) 地域の団体が空き缶の回収を取りやめた理由は何か</p>	<p>3月末に会員の高齢化や人員不足により事業を継続していくのが困難であるとの理由から、資源物回収団体等廃止届が提出されました。</p>
<p>(2) 今後も同じような事例が出てくるのか</p>	<p>現在、活動している団体の中にも高齢化や後継者不足等の諸問題を抱えている団体もあることから、今後、同様の事例は起こり得ると想定しております。</p>
<p>2 商工費・観光事業に要する経費 (21 ページ)</p> <p>(1) 花火大会等を中止したが、今後の50周年事業に関連する事業の見通しは</p>	<p>現在の情勢を鑑みますと、全国的には緊急事態宣言は解除されましたが、東京アラートが発令されるなど予断を許さない状況が続いており、感染症との闘いは長期にわたるものであると改めて感じさせられます。</p> <p>流行の第2波・第3波が懸念されるなかで、地域を越えて人を集めることとなる式典やイベントの開催については、特に慎重に実施可否を判断することが、参加する市民の皆様の生命と健康を守る</p>

	<p>ことにつながります。</p> <p>残念ながら、花火大会は中止となりましたが、50周年の関連事業につきましても、市民の皆様の安全を第一に考えつつ、国・県のガイドライン等の指針を参考にし、近隣の感染症流行状況等もふまえて慎重に決定してまいります。</p>
<p>遠山智恵子議員</p> <p>1 教育総合支援センターに要する経費のスクールライフサポーターの事業内容（24 ページ）</p>	<p>県の委託事業である令和2年度不登校児童生徒支援事業によるものです。小学校の早い段階からの不登校状態の解消と不登校問題の未然防止を目的に、年齢も近く、親しみやすく、相談しやすい、大学生や大学院生等をスクールライフサポーターとして、県より指定された中学校区における小学校へ派遣します。</p> <p>スクールライフサポーターは、児童との遊びや話し相手などの関わりを積み重ねることにより、学校生活の中で不安を抱えた児童が、安心して学習や諸活動に取り組めるよう、支援を行っていきます。</p> <p>取手市では、取手小学校と取手東小学校が対象校となっております。</p>
<p>落合信太郎議員</p> <p>1 市は生活、経済支援、感染拡大防止を当面の緊急的な課題と認識しつつも、国の補正予算成立を待っての支援となった。当局の市内への影響についてどのように認識し編成されたのか</p>	<p>今回の新型コロナウイルス感染症対策については、市民の生活はもとより、経済支援、感染拡大防止も含め、全ての対策は喫緊の課題と認識し取り組んできております。</p> <p>2月28日に対策本部を立ち上げて以降、医師会、歯科医師会へのマスクの配布をはじめ、市民への積極的な情報発信など、しかるべき措置をとってまいりました。そのような中、市民生活への影響と支援については、市のみならず国全体の問題であるため、特に財政支出を伴う支援については市単独予算で実施することは困難であるとともに、国の財政措置のもと実施すべきものと認識しています。そのため、国の補正予算成立及び交付金の交付を待っての今回の補正予算の編成となりました。</p>

根岸裕美子議員

1 (24 ページ) 教育総合支援センターに要する経費「スクールライフサポーター謝礼」について

(1) 昨年度の実績は

スクールライフサポーターの昨年度の活動実績につきましては、2名の大学生の方に、取手小学校、取手東小学校へ訪問していただきました。

活動内容として、「家庭訪問」、「話し相手」、「遊び」、「運動」、「学習支援」、「その他」に分類されており、各小学校における活動実績として、延べ人数と述べ回数、また学校への訪問回数は次のとおりです。

(取手小学校)

話し相手	83人・28回	遊 び	96人・24回
運 動	21人・3回	学習支援	88人・40回
学校訪問回数	31回		

(取手東小学校)

話し相手	71人・19回	遊 び	99人・21回
運 動	48人・9回	学習支援	17人・122回
学校訪問回数	25回		

事業成果といたしましては、児童との遊びや話し相手など、上記のような活動を通して、児童との関わりを積み重ねることにより、学校生活の中で不安を抱えていた児童が、安心して学習や諸活動に取り組むことができるようになりました。

課題としましては、積極的に児童と関わろうと熱心に活動しているサポーターに研修の機会があるとよいと考えております。

(2) 今年度も同等の事業内容か

今年度も同等の事業内容となります。

承認第6号 令和2年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

質疑事項	答 弁
<p>久保田真澄議員</p> <p>1 小中学校の感染予防対策</p> <p>(1) 空気清浄機のメンテナンス、ランニングコストは</p>	<p>小中学校の感染予防対策として導入します空気清浄機については、次のとおりです。</p> <p>○ メンテナンス 業者による業務委託ではなく、用務員等にてメンテナンスを実施します。 表面の汚れがひどい場合には、布でのふき取りを行います。 本体の部分にもよりますが、約3ヶ月から1年に1度、掃除機や水洗いによるフィルターの掃除を行います。</p> <p>○ ランニングコスト 使用環境にもよりますが、1年に1回フィルター交換を実施します。フィルターの金額については、約1万9千円になります。 電気代については、1日8時間、1年間（土日祝日を除く）強モードで使用した場合で、約4,800円になります。</p>
<p>(2) 予定価格より上がる可能性はないか</p>	<p>5月29日（金）に入札を執行しており、予定価格の範囲内での落札となりました。</p>
<p>結城 繁議員</p> <p>1 商工費 出前・テイクアウト商品応援補助金（11ページ）</p> <p>(1) 市民へのテイクアウトチケット配布と比較してのメリットは</p>	<p>出前・テイクアウト商品応援補助制度と近隣市で実施しているテイクアウトチケット（クーポン券事業）と比較したメリットについてですが、市民と事業者のそれぞれの視点からメリットのとらえ方</p>

に違いはありますが、大きく次のような点が本事業のメリットになると考えております。

<本事業における市民のメリット>

- ① 出前・テイクアウト利用時に受けられるサービス（登録1商品あたり最大300円の割引）が誰でも何度でも受けられる。
（飲食店側で補助限度額を超えないかぎり）
⇒【チケットを使う近隣市の場合】
1世帯あたり300円×5枚のクーポン券
- ② 市内の様々な飲食店において、広く割引サービスを受けることができる。
⇒【チケットを使う近隣市の場合】
多くても5店舗までで各300円の割引を1回限り

<本事業における事業者側のメリット>

- ① 補助限度額（30万円）を各飲食店側で100%活用できる可能性が高い。（ただし、10月末までの期間内に限る）
⇒【チケットを使う近隣市の場合】
市民がチケットを使用した飲食店でなければ、恩恵を受けられない。また、市民がチケットを使用しない場合もありうる。
- ② 割引商品の種類・数量を自由に設定することができ、飲食店が主力商品等を売りやすい。
⇒【チケットを使う近隣市の場合】
特になし

以上のようなメリットが考えられます。

	<p>その他、利用者の制限に関することですが、本事業において割引の恩恵を市民に限定するような制度設計にはしておりません。市内外の枠にとらわれず多くの方にご利用いただき、市内飲食店の経営安定、地域の活性化につながることを期待しております。</p>
<p>加増充子議員</p> <p>1 債務負担行為（令和2年度追加分）オンライン会議ソフトライセンス使用料（18ページ）</p> <p>（1）限度額0円となっているが、具体的に説明を求める</p>	<p>オンライン会議ソフトウェア Zoom（ズーム）の年間有償ライセンスを債務負担行為を設定し、令和2年6月から令和3年5月までの1年間契約しました。</p> <p>有償ライセンスを取得することにより、各部局でオンライン会議を主催する際に機能制限がなく使用することができます。また、これまでに議会事務局、秘書課、市民協働課において説明会や会議に使用しているところですが、今後は保健センターでの市民相談業務のほか、各部署における説明会や会議に活用していくことを考えています。</p> <p>なお、限度額がゼロ円となる理由につきましては、会計年度をまたがる契約を行い、全額を前払いしたことから、令和3年度は費用が発生しないためとなります。</p>
<p>落合信太郎議員</p> <p>1 チャレンジショップマッチマーケットでのテイクアウトによる販売と運営状況は</p>	<p>出前・テイクアウト商品応援補助金を活用したマッチマーケットでのテイクアウト販売につきましては、6月8日（月）からの出店が決まっております。8店舗が商品販売される予定で、各店舗のPR及び販売促進の面でも支援していきたいと考えております。</p>

2 オンライン会議について

(1) オンライン会議の利用方法は

民間企業や公共団体においては、オンライン会議ソフトウェアの導入が進められています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、密閉、密集、密接、いわゆる「3密」を回避しつつ、意思疎通の場を確保するための非常に有効な手段であると考えられています。

市では、これまでに議会事務局をはじめ、各部署において説明会や会議に使用したところですが、円滑な会議の進行が可能であることを確認できたことから、今後、その他の部署においても活用を進めていきたいと考えています。

(2) 市政協力員、地域包括支援センターでのオンライン会議の利活用は

市政協力員、地域包括支援センターそれぞれについてお答えさせていただきます。

① 市政協力員のオンライン会議の利活用について

取手市では、市政協力員の皆様に、地域内の多くの人や組織と連携し、地域の活性化に努めていただいております。また、住民と行政のパイプ役としての役割を担っていただくことで住民環境の向上や行政運営の円滑化に御協力をいただいております。

例年、市政協力員の会議は、全員に御出席を御依頼している市政協力員会議が1回、15名程度の役員の方に御出席いただいている市政協力員役員会が2回、研修会が2回（そのうち1回が外部での視察研修会）の計5回です。

オンラインで会議が開催できるかにつきましては、会議の性質上、全員に御出席いただく市政協力員会議は、出席者が82名と多数であり配布物も複数ある関係上困難であること、その他、外部での視察研修会等については、オンライン会議形式にそぐわないと判断しております。その他3つの会議については、オンライン会議による開催も可能であるかとは思いますが、オンラインを使用するにあたっての課題としまして、市政協力員の方の平均年齢が70代と高齢者が多く、機器の操作がスムーズに行うことができるかということ、

	<p>また、御自宅でインターネットが利用できる環境下にあるかということ等の理由が考えられます。</p> <p>今後、オンライン会議が可能である市政協力員関連の会議につきまして、今年度、これから開催されます会議において、オンライン会議について御説明を申し上げるとともに、市政協力員の皆様にも御意見を伺いながら、有効活用することができるかを諮っていきたいと思います。</p> <p>② 地域包括支援センターでのオンライン会議の利活用について</p> <p>地域包括支援センターについては、会議を行う場合、虐待や権利擁護等、様々なケースを取り上げ、個人情報も多く含みます。また、法人側のセキュリティーに関する調整も必要なため、オンライン会議の導入は難しいと思われまます。</p>
<p>3 商工業者事業継続応援給付金の手続の簡素化とサポート体制は</p>	<p>申請手続につきましては、確定申告の写しや前年との比較を確認できる売上げ台帳などを御提出いただくこととなります。また、サポート体制としましては、申請に関するお問合せに対しまして、担当職員により丁寧に説明を行ってまいります。</p>
<p>4 市は生活、経済支援、感染拡大防止を当面の緊急的な課題と認識しつつも、国の補正予算成立を待っての支援となった。当局の市内への影響についてどのように認識し編成したか</p>	<p>議案第48号（令和2年度取手市一般会計補正予算（第3号））の落合議員の御質疑に対するお答えのとおりです。</p>

報告第6号

令和元年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和2年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

質疑事項	答 弁
<p>染谷和博議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で事業収益の減少が見込まれるがその対応はどのように考えているか ・取手市との間に取り決めはあるのか 	<p>市民会館及び福社会館は、公益財団法人取手市文化事業団を指定管理者として施設管理を委託をしています。今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、両施設とも3月から利用者の皆様に自粛をお願いし、4月1日からは休館としました。現在は6月1日から福社会館を、6月2日からは市民会館を、感染防止の対策を講じたうえで開館しています。</p> <p>取手市文化事業団の自主事業については、開催日程を変更するなど調整を図りました。その結果、中止した事業は、令和元年度はミュージカルバスツアーが1件、令和2年度は現時点で映画上映の1件にとどまっています。</p> <p>この間の利用者数、イベント等の減少に伴う事業収益減少についての補償は、指定管理者と締結した「基本協定書」において、不可抗力によって発生した費用等の負担は損害状況の確認を行った上で協議を行い、費用負担等を決定するとしています。</p> <p>これらを踏まえ、収益の減収分につきましては、近隣自治体の取組状況を確認しつつ、庁内で指定管理委託をしている関係部署等と協議し、指定管理委託先との調整を図っていきます。</p>

<p>結城 繁議員</p> <p>1 概要報告によるとコロナの影響で2月、3月、自主公演中止や延期になっているとあるが損失について</p>	<p>令和元年2月、3月に実施予定であった自主事業の中で、延期になった事業は「DRUM TAO (ドラム・タオ)」と「ロビーコンサート」の2件、中止になった事業は「アラジンバスツアー」の1件です。</p> <p>延期になった2事業について、損害額は発生していません。</p> <p>中止になった1事業については、事前に作成したチラシ代約1万円の損害にとどまっています。</p>
<p>2 令和元年度に短期借入金があるが何のための借り入れなのか</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用自粛や休館による施設使用料の還付金、公演が延期・中止になったチケットの払出金、委託費等の支払いが必要になったことと、(一財)地域創造からのミュージカル事業経費の助成金交付時期が遅れたことにより、運転資金が不足したため、短期借入をしたものです。</p>

3 令和2年度の計画もコロナの影響で自主事業に影響が出ていると考えるが市との契約上ではどのような対処が考えられているのか雇用等での問題点について

この間の利用者数、イベント等の減少に伴う事業収益減少についての補償は、指定管理者と締結した「基本協定書」において、不可抗力によって発生した費用等の負担は損害状況の確認を行った上で協議を行い、費用負担等を決定するとしています。

今後の補償については、指定管理委託をしている関連部署と協議し各施設と調整を図りながら、また近隣自治体の状況を注視し協議していきます。

雇用についてですが、10名の臨時職員がローテーションで勤務しています。今回、利用自粛や休館に伴い臨時職員の休業手当等の対策を検討しましたが、雇用調整助成金については、市から指定管理料が支払われており、休業していないことから該当にはなりません。休館中から、勤務時間等を若干縮小していますが、カフェの臨時職員は扶養範囲内での勤務を希望しており、今のところ特に問題はないと取手市文化事業団から報告を受けています。

休館の期間中も、還付業務、電話受付業務、利用中止・延期に伴う施設利用者への対応や施設設備の点検等を実施していました。

今後、新しい生活様式に対応した文化事業についての考え方は

市民会館のイベントについては、当面は、国・県の方針を踏まえ段階的に制限を緩和し、全国公立文化施設協会「感染拡大予防ガイドライン」を参考に防止策を講じながら、実施していきます。

取手市文化事業団では、令和2年2月から電子チケットシステムを導入しました。来館しなくてもチケットを購入いただけ、また、二次元バーコード読み取り式の入場により接触もなくなることで、新しい生活様式に対応した感染拡大予防対策をとっています。

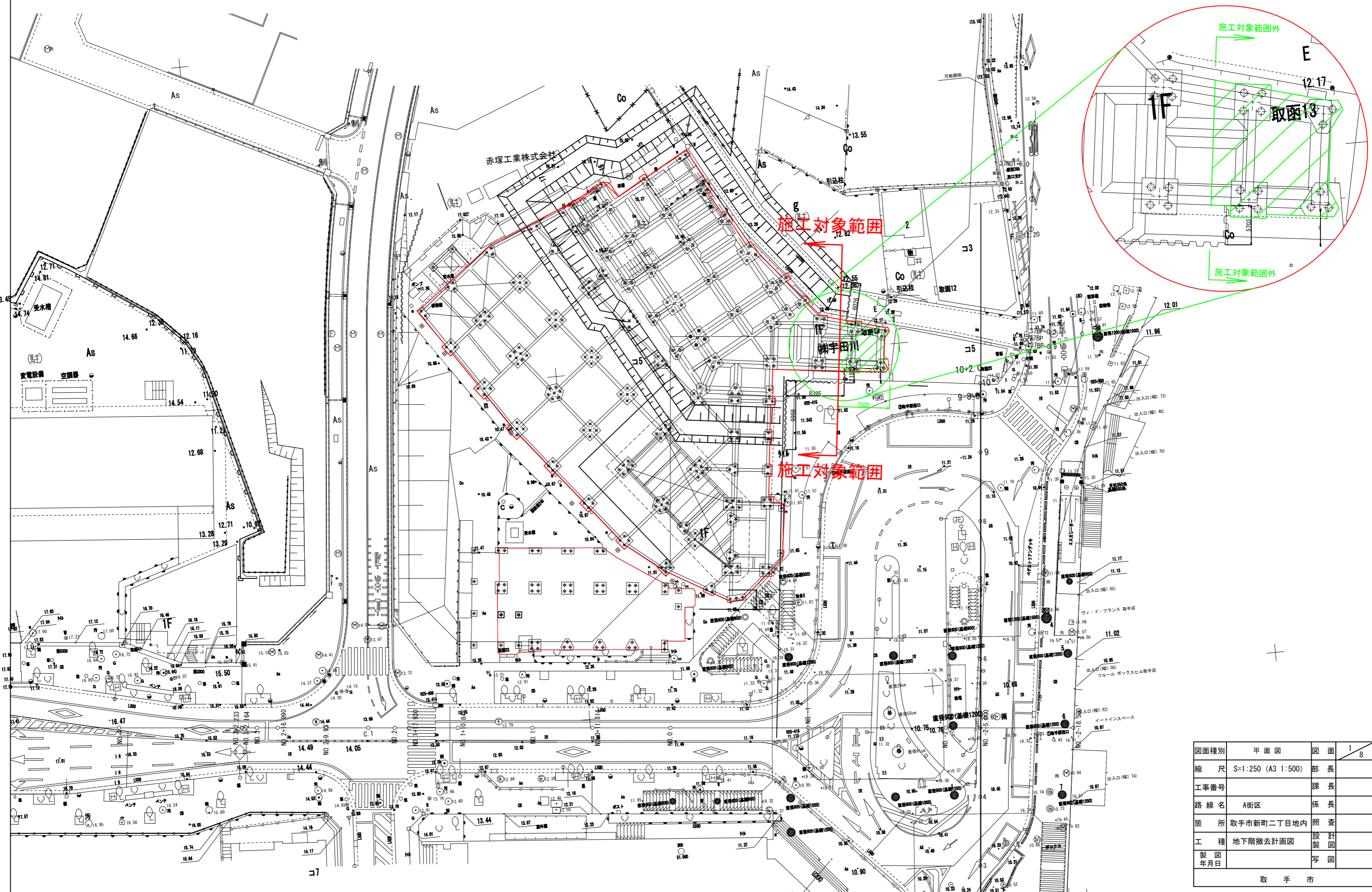
収容率の制限がある中、今後実施する自主事業についてはオンライン配信等による提供など手法を検討していきます。

報告第8号

平成31年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和2年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

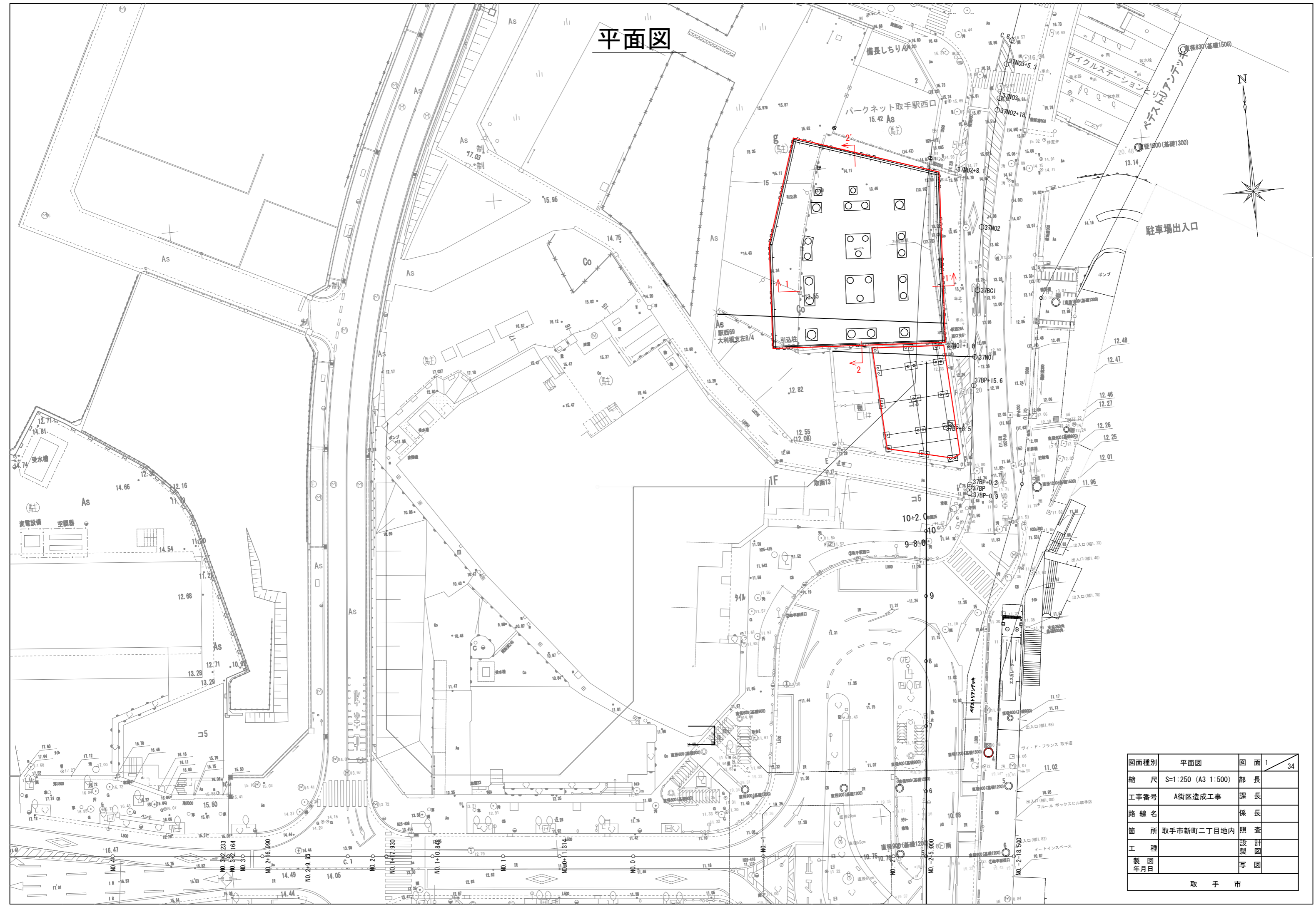
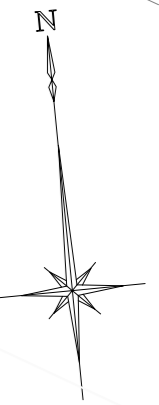
質疑事項	答 弁
<p>遠山智恵子議員</p> <p>(6ページ)</p> <p>1 みそ加工販売事業とコシヒカリ販売事業について、中止する理由 (これまでの販売先など現状について)</p>	<p>農業公社が製造する味噌(みそ)は、公社で直接販売するほか、農産物直売所夢とりでや市内の代理店にて販売しておりましたが、製造コストがかさみ収益が出ていないことや、味噌加工施設が供用開始から30年が経過し、施設や器具の老朽化により、今後、安全性を確保するには器具の交換や施設の修繕が必要なため、中止いたしました。</p> <p>また、コシヒカリ販売事業についても、収益性が低いことから、事業の見直しにより中止しました。</p>
<p>2 みそ加工用機材の利用状況と仕込みに関わった団体の声は</p>	<p>味噌加工施設につきましては、公社の販売用味噌加工とは別に市内の農業団体等に対して加工施設の貸出しを行っておりますが、利用団体とは一昨年から話合いを行い、施設の利用ができなくなることので了承を得ております。</p>
<p>3 職員の配置について(増員は)</p>	<p>現在、農業公社ではプロパー3名と臨時職員約10名で各種事業に当たっております。決算書のとおり経営が厳しいことから現状では増員は難しい状況です。</p>

平面図



図面種別	平面図	図面	1
縮尺	S=1:250 (A3 1:500)	部長	8
工事番号		課長	
路線名	A街区	係長	
箇所	取手市新町二丁目地内	照査	
工種	地下階撤去計画図	設計	
製図年月日		製図	
取手市			

平面図



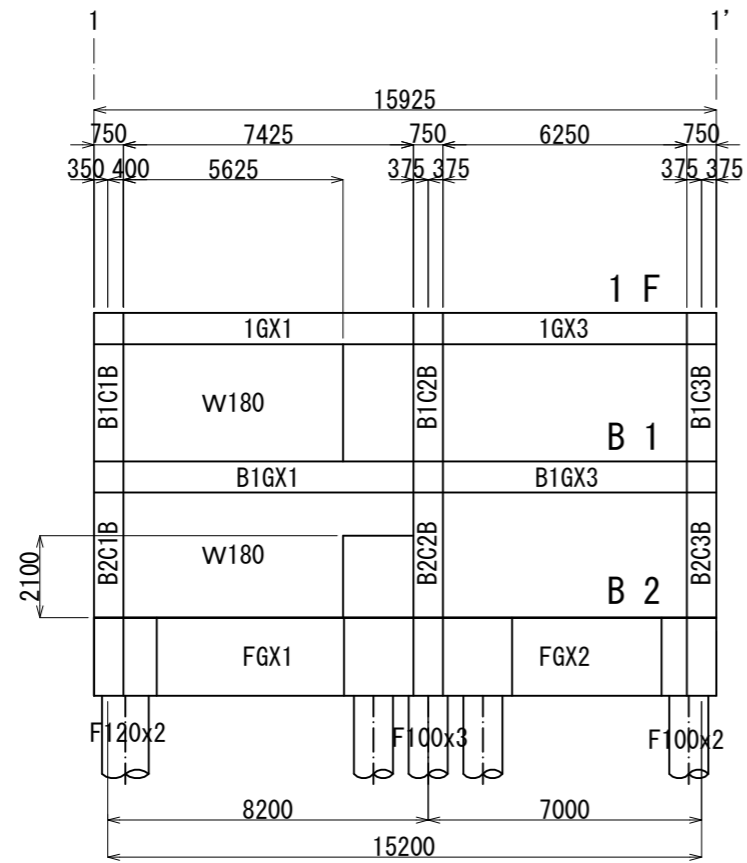
図面種別	平面図	図面	1 / 34
縮尺	S=1:250 (A3 1:500)	部長	
工事番号	A街区造成工事	課長	
路線名		係長	
箇所	取手市新町二丁目地内	照査	
工種		設計	
製図年月日		製図	
取手市			

参考：地下構造物撤去図（1F, B1, B2）

躯体撤去図

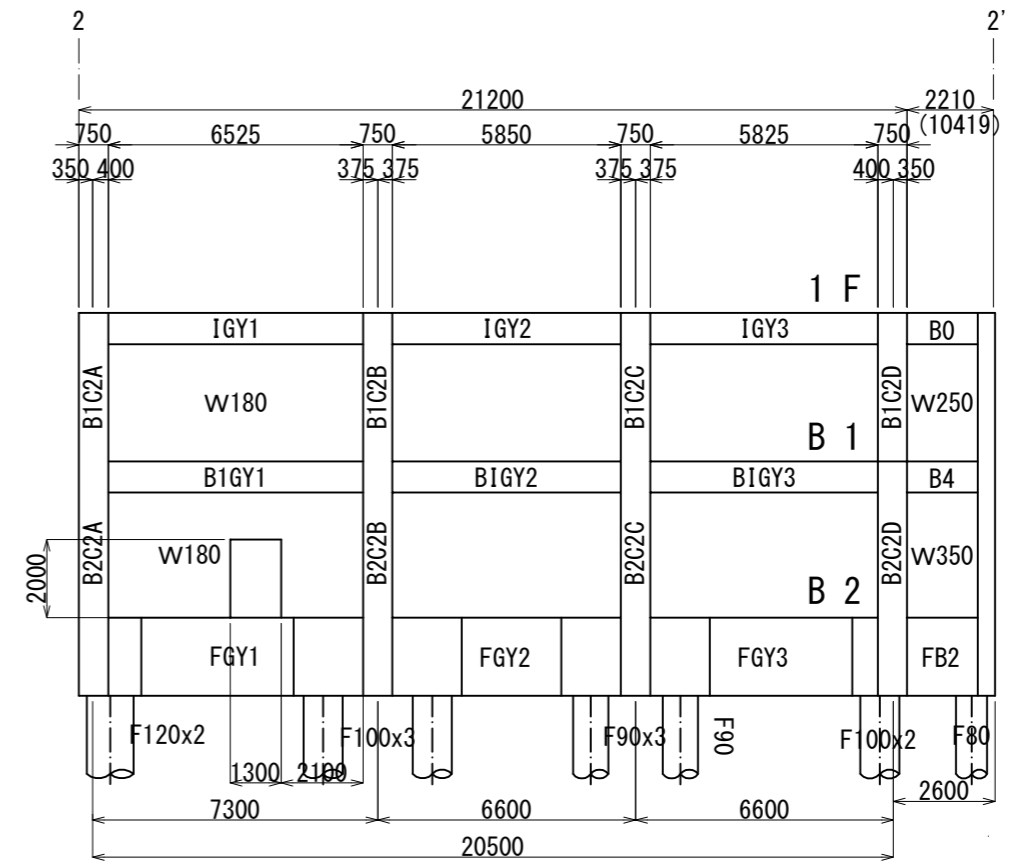
1-1' 断面

S=1:100 (A3 1:200)

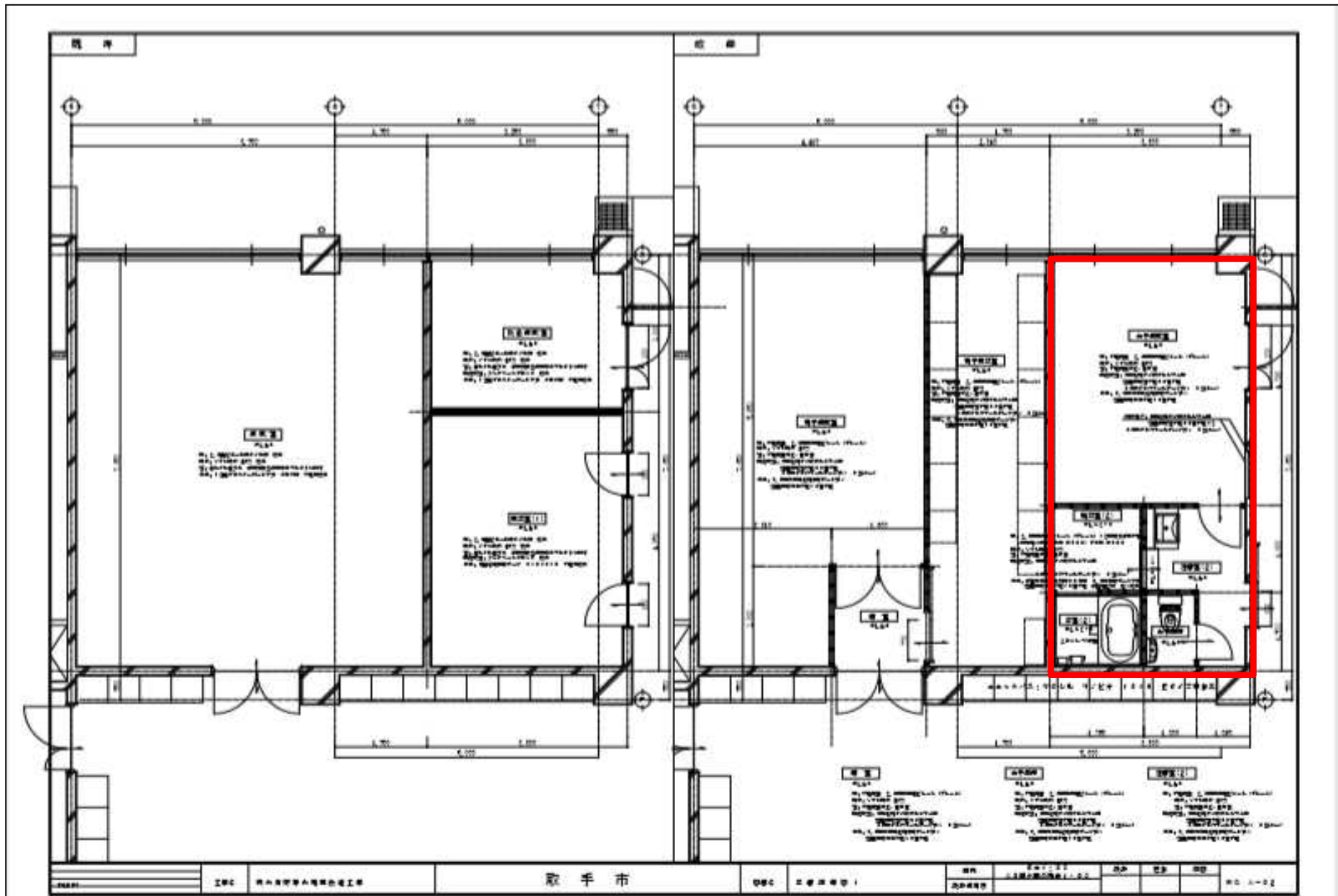


2-2' 断面

S=1:100 (A3 1:200)



図面種別	参考図	図面	
縮尺	S=1:100 (A3 1:200)	部長	
工事番号		課長	
路線名	3・5・38号新町・白山線	係長	
箇所	取手市新町二丁目地内	照査	
工種	躯体撤去図(2)	設計	
製図年月日		写図	
取手市			



車両側面全面シャッター写真



車両後部シャッター写真



電動ホースカー写真



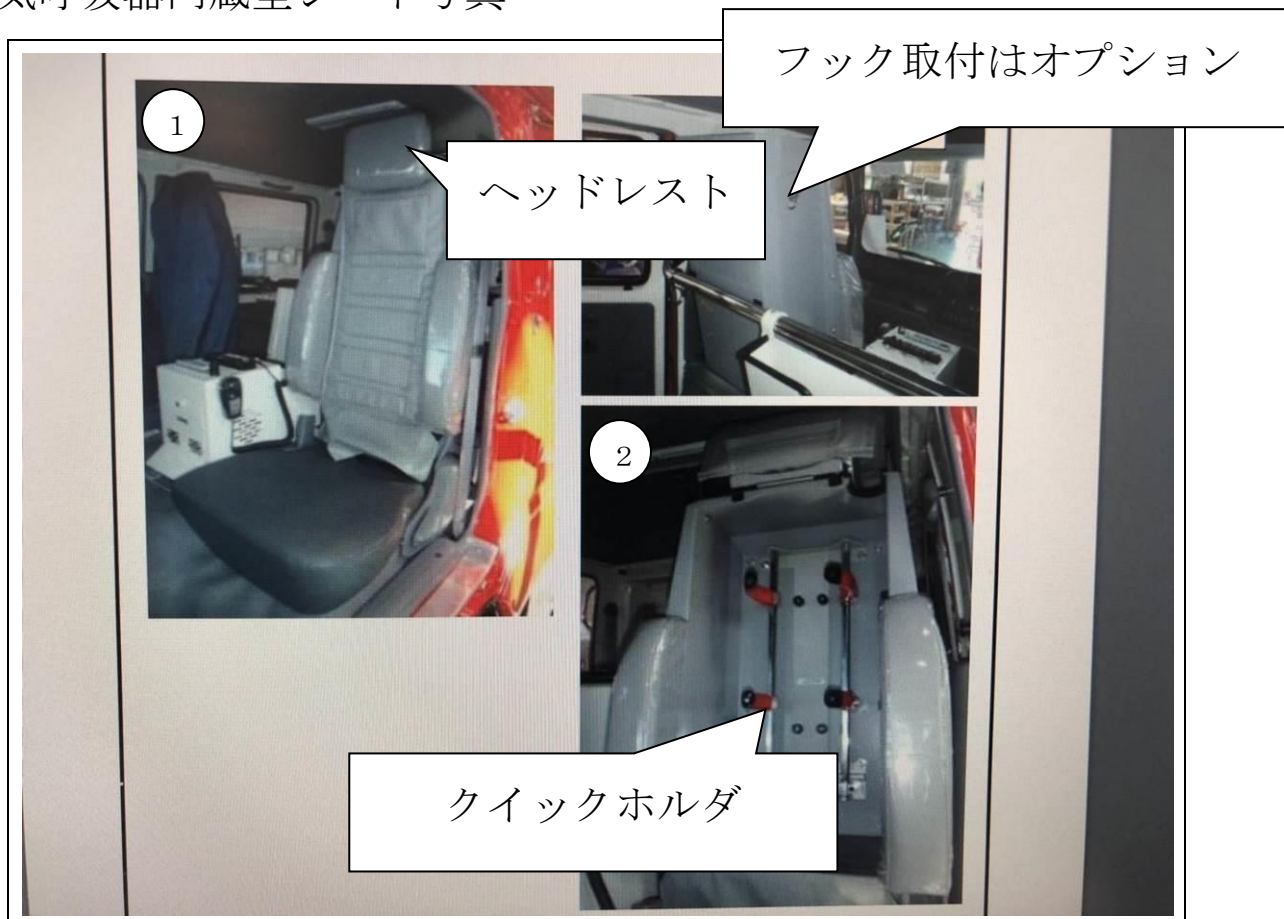
動力昇降装置

電動ホースカー写真



動力昇降装置

空気呼吸器内蔵型シート写真



①空気呼吸器を収納した状態の助手席

②背面シートをめくると空気呼吸器が内蔵できる仕様となっている。

e-モニター写真



モニター表示状況を撮影

